

## 埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、パラリンピック競技大会において埼玉県ゆかりの選手が一人でも多く活躍できるよう、強化指定選手を選考し、強化活動に対する補助及びスポーツ科学の知見に基づく支援により本県の競技力向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業」とは、埼玉パラドリームアスリート事業における強化指定選手（以下、「特別強化指定選手」という。）への補助事業及び選考委員会・認定式の開催をいう。

### (対象競技)

第3条 埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業（以下「本事業」という。）の対象競技は夏季・冬季パラリンピック競技とする。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は次の表のとおりとする。

1 特別強化指定選手の選考及び指定	(1) パラリンピックで活躍が期待される本県ゆかりの選手として別に定める選手の中から特別強化指定選手を選考し、指定する。 (2) 特別強化指定選手の人数については、予算の範囲内において知事が定める。 (3) 特別強化指定選手の選考方法については別に定める。
2 補助金の交付	(1) 1の項の特別強化指定選手に係る次の経費に対し、補助金を交付する。 ア 海外遠征 イ 国内遠征 ウ 競技用具の整備、購入 エ 外部指導者招へい オ 治療・身体ケア カ その他知事が必要と定める経費 (2) 当該補助金の交付手続きについては、別に定める。
3 医科学支援講習会の開催	(1) 1の項の特別強化指定選手を対象とした、医科学支援講習会を開催する。

### (事業の実施)

第5条 本事業は県が委託により実施し、本事業の運営は県からの委託を受けた事業者が行うものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。